久喜市特別保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市特別保育事業費補助金交付要綱(平成22年久喜市告示第55号)の一部を次のように改正する。

別表4の項及び5の項を次のように改める。

MA 10 XX 0 0 0 X E X 0 X 7 C X 0 0 0					
4 延長保育事業費	延長保育事業の実	延長時間により区分される次に定める額			
補助金	施について(令和6	(1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額)			
	年4月1日付けこ成	ア 民間保育所及び認定こども園			
	保第225号こども	延長時間区分			
	家庭庁成育局長通	1時間 20,200円			
	知)に定める延長保	2時間 40,400円			
	育事業(訪問型を除	3時間 60,600円			
	く。)の実施に要す	イ 小規模保育事業 (A型)			
	る経費	延長時間区分			
		1時間 14,000円			
		2時間 28,000円			
		3時間 42,000円			
		(2) 保育標準時間認定 (1事業当たり年額)			
		ア 民間保育所及び認定こども園			
		延長時間区分			
		30分 600,000円			
		1時間 1,760,000円			
		2~3時間 2,761,000円			
		イ 小規模保育事業 (A型)			
		延長時間区分			
		自 30分 600,000円			

			園	1時間	1,422,000円
			調		
			理	2~3時間	1,760,000円
			等		
			そ	30分	600,000円
			の	1時間	1,375,000円
			他	2~3時間	1,605,000円
		>	Ķ 「É	園調理等」は、	食事について、事業所内で
			調理	里する方法により	提供する事業所及び連携施
			設又	スは給食搬入施設:	から食事を調理・搬入して
			提供	共する事業所に適	用
5 一時預かり事	一時預かり事業の実	実施方法により区分される次に定める額			
業費補助金	施について(令和6	(1) 一般型			
	年3月30日付けこ	7	P -	一般型対象児童(イ~エを除く。)(1か所
	成保第191号こど		当た	上り年額)	
	も家庭庁成育局長通		(ア)	基本分	
	知)に定める一時預		1	保育従事者が全	て保育士又は1日当たり平
	かり事業(一般型、		坎	利用児童数おお	むね3人以下の施設におい
	幼稚園型Ⅰ及び余裕		7	て保育士とみなさ	れた家庭的保育者と同等の
	活用型に限る。)の		矽	肝修を修了した者の	の場合
	実施に要する経費		年間	引延べ利用児童数	基準額
			3 0	0 0 人未満	2,833,000円
			3 0	00人以上900	3, 105, 000円
			人未	ミ満	
			9 0	00人以上1,5	3,321,000円

0 0 人未満	
1,500人以上	4,797,000円
2,100人未満	
2,100人以上	6, 273, 000円
2,700人未満	
2,700人以上	7,749,000円
3,300人未満	
3,300人以上	9,225,000円
3,900人未満	
3,900人以上	10, 701, 000
4,500人未満	円

② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む。)の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,833,000円
300人以上900	2, 979, 000円
人未満	
900人以上1,5	3, 200, 000円
00人未満	
1,500人以上	4,622,000円
2,100人未満	
2,100人以上	6,044,000円
2,700人未満	
2,700人以上	7, 466, 000円
3,300人未満	
3,300人以上	8,888,000円

3,900人未満	
3,900人以上	10, 310, 000
4,500人未満	円

- (イ) 基幹型施設加算 1,150,000円
- (ウ)運営費の事務経費加算 2,670,000円
- イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日 額)

(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童)

- (ア) 平日分 400円
- (イ)長期休業日(8時間未満) 400円
- (ウ)長期休業日(8時間以上) 800円
- (エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の 休日等の利用) 800円
- (才) 長時間加算
- ((ア)(イ)については、4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用)
- ・超えた利用時間が2時間未満 100円
- ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円

- ・超えた利用時間が3時間以上 300円
- ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,400円
- エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算(児童1人当たり日額) 3,600円
- オ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)
 - ・生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者世帯 3,000円
 - ・市町村民税非課税世帯 2,400円
 - ・市町村民税所得割合算額が77,101円未 満世帯 2,100円
 - その他要支援児童のいる世帯 1,500円
- ※ オは緊急一時預かりを除く。

(2) 幼稚園型 I

- ア 在籍園児分(ウを除く。) (児童1人当たり 日額)
- (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日 の利用)
- I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設
 - ① 平日 400円
 - ② 長期休業日(8時間未満) 400円
 - ③ 長期休業日(8時間以上) 800円
- Ⅲ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設
 - ① 平日 (1,600,000円÷年間 延べ利用児童数)-400円(10円

未満切捨て)

- ② 長期休業日(8時間未満) 400円
- ③ 長期休業日(8時間以上) 800円
- (イ)休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等 の利用) 800円
- (ウ) 長時間加算
- I (ア) I ①及び(ア) Ⅱ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、
 (ア) I ③、(ア) Ⅱ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合
 - 1000 1111 2 2 2 2 2 1 1 1 1 2 2 2 2
 - ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円

・超えた利用時間が2時間未満 150円

- ・超えた利用時間が3時間以上 450円
- II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合
 - ・超えた利用時間が2時間未満 100円
 - ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
 - ・超えた利用時間が3時間以上 300円
- (エ) 保育体制充実加算
- I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1か所当たり年額2,892,400円
- Ⅱ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1か所当たり年額

- 1, 446, 200円
- ① 平日及び長期休業中の双方において、 原則11時間以上(平日については教育 時間を含む。)の預かりを実施している こと。
- ② 平日及び長期休業中の双方において、 原則9時間以上(平日については教育時間を含む。)の預かりを実施するととも に、休日において40日以上の預かりを 実施していること。
- ③ 年間延べ利用児童数が2,000人超 の施設であること。
- ④ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生 省令第11号)第36条の35第1項第 2号ロ(附則第56条第1項の規定によ り読み替えて適用)及びハに基づき配置 する者(以下「教育・保育従事者」とい う。)を全て保育士又は幼稚園教諭普通 免許状保有者とすること。また、当該教 育・保育従事者の数は2名を下ることが ないこと。
- ⑤ 教育・保育従事者のおおむね2分の1 以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状 保有者とすること。また、当該教育・保 育従事者の数は2名を下ることがないこ と。

(才) 就労支援型施設加算(事務経費)

1か所当たり年額 1,383,200円

- ※1 ※2③の配置月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が 6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。
- ※2 次の要件を満たす施設に適用する。
 - ① 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を 含む。)の預かりを実施していること。
 - ② 次のいずれかの要件を満たしていること。
 - a 特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業並びに特定子ども・子育て支援 施設等の運営に関する基準(平成26年 内閣府令第39号)第42条第1項に規 定する連携施設となっていること。
 - b 3以上の市町村から園児を受け入れていること。
 - c 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施していること。
 - ③ 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。
- イ 在籍園児以外の児童分(ウを除く。) (児童 1人当たり日額)
 - (ア) 基本分 800円

- (イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)
- ・超えた利用時間が2時間未満 150円
- ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円
- ・超えた利用時間が3時間以上 450円
- ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり 日額) 4,000円
 - ※ 以下のいずれかの児童で市が認めるもの に適用する。
 - (ア)教育時間内において特別な支援を要する として、既に多様な事業者の参入促進・能力 活用事業(認定こども園特別支援教育・保育 経費)や都道府県等による補助事業等の対象 となっている児童
 - (イ)特別児童扶養手当証書を所持する児童、 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保 健福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援 専門員等障害に関する専門的知見を有する者 による意見等により障害を有すると認められ る児童その他の健康面・発達面において特別 な支援を要すると市が認める児童
 - ※ 幼稚園型 I に係る公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,223,000円を上限額とする。ただし、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア) I③、ア(ア) II③、

ア (ウ)、ア (エ)、ア (オ)、 イ (イ)
又はウに係る基準額)を適用したことによ
り、10,223,000円を超えた場合
は、この限りでない。
(3)余裕活用型(児童1人当たり日額)
ア 基本分 2,400円
イ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算(児童
1人当たり日額) 3,600円
ウ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)
・生活保護法による被保護者世帯 3,000円
円・市町村民税非課税世帯 2,400円
・市町村民税所得割合算額が77,101円未
満世帯 2,100円

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の久喜市特別保育事業費補助金交付 要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。